## 《チェックリスト(業務管理体制に係る届出の必要性の有無確認用)》

事業所 (施設) に係る 届出種別	確認事項	対応内容
共通 確認事項 (更新 含む)	□ 業務管理体制に係る届出書(様式第 25 号) を県庁介護保険課に提出していますか。	□ 様式第 25 号を届け出ていない場合は、遅滞なく県庁介護保険課に届け出てください。
新規指定 (開設許 可)申請	□ 新規指定により,当該事業者が本県の区域内で運営する指定事業所(施設)数が,次の3区分を超えて変動しますか。 ① 指定事業所(施設)数が1~19 ② 指定事業所(施設)数が20~99 ③ 指定事業所(施設)数が100以上	□ 区分を超えて変動があった場合は、遅滞なく様式第 26 号を県庁介護保険課に届け出てください。
変更届	□ 県庁介護保険課に業務管理体制に係る変更 届出書(様式第 26 号)を提出していますか。 ※ 次の事項に係る変更届についてのみの確認 事項です。 ① 主たる事業所の所在地 ② 代表者(開設者)の氏名及び住所 ③ 運営規程(従業者数) ④ 指定事業所(施設)の管理者の氏名及び住所 ⑤ サービス提供責任者の氏名及び住所 ⑥ 役員の氏名,生年月日及び住所 ⑦ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	□ 様式第 26 号を届け出ていない場合は、遅滞なく県庁介護保険課に届け出てください。  ※ ②について、廃止・開始の手続きが必要となる場合(個人診療所が法人化される場合・法人合併した事業所を引継ぐ場合等)は、その旨を県庁介護保険課に連絡してください。  ※ ③~⑦については、変更前の者が法令遵守責任者を兼務しており、法令遵守責任者の変更が生じた場合のみ、様式第 26 号の提出が必要となります。
廃止届	□ 廃止により、当該事業者が本県の区域内で運営する指定事業所(施設)数が、次の3区分を超えて変動しますか。 ① 指定事業所(施設)数が1~19 ② 指定事業所(施設)数が20~99 ③ 指定事業所(施設)数が100以上 □ 廃止により、当該事業者が本県の区域内で運営する指定事業所(施設)数がゼロになりますか。 □ 法人自体の廃止ですか。それとも、介護サービス事業のみの廃業であり、法人自体は存続するのですか。 □ 廃止により、本県の区域内で運営する指定事業所(施設)が地域密着型サービスのみとなりますか。また、それらは1の市町の区域内でのみ運営されていますか。	□ 区分を超えて変動があった場合は、遅滞なく様式第 26 号を県庁介護保険課に届け出てください。 □ 廃止により、本県の区域内で運営する指定事業所(施設)数がゼロになった場合は、遅滞なく様式第 26 号を県庁介護保険課に届け出てください。 - その際、法人自体の廃止であれば、様式第 26 号にその旨を記載してください。 □ 本県の区域内で運営する指定事業所(施設)が地域密着型サービスのみとなり、かつそれらを1の市町の区域内でのみ運営している場合は、指定事業所(施設)が所在する市町の介護保険主管課への様式第 25 号の届出が必要となります。